

平成24年第6回美郷町議会定例会

議事日程（第3号）

平成24年6月8日（金曜日）午前10時開議

議案審議（質疑～討論～表決）

- 第 1 議案第48号 秋田県町村土地開発公社の解散について
- 第 2 議案第49号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 第 3 議案第50号 美郷町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 第 4 議案第51号 財産の取得について
- 第 5 議案第52号 財産の取得について
- 第 6 議案第53号 財産の取得について
- 第 7 議案第54号 美郷町印鑑条例及び美郷町手数料条例の一部改正について
- 第 8 議案第55号 美郷町税条例の一部改正について
- 第 9 議案第56号 美郷町簡易水道設置条例の一部改正について
- 第10 議案第57号 美郷町簡易水道給水条例の一部改正について
- 第11 議案第58号 平成24年度美郷町一般会計補正予算第4号
- 第12 議案第59号 平成24年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号
- 第13 議案第60号 平成24年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第1号
- 第14 議案第61号 平成24年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号
- 第15 議案第62号 平成24年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号

追加議案審議

- 追加第1 議員派遣について
- 追加第2 閉会中の継続審査及び継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	中村美智男君	2番	熊谷良夫君
3番	伊藤福章君	4番	武藤威君
5番	森元淑雄君	6番	中村利昭君
7番	吉野久君	8番	福田守君
9番	泉美和子君	10番	泉繁夫君
11番	杉澤隆一君	12番	澁谷俊二君
13番	深澤均君	14番	戸澤勉君
15番	熊谷隆一君	16番	飛澤龍右エ門君
17番	深沢義一君	18番	高橋猛君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	小原正彦君	企画財政課長	高橋薫君
税務課長	小原隆昇君	住民生活課長	鈴木隆君
福祉保健課長	前田忠秋君	農政課長	深澤克太郎君
商工観光交流課長	高橋一久君	建設課長	照井智則君
会計管理者兼 出納室長	高橋辰巳君	農業委員会 会長	渡邊調君
農業委員会 事務局 会長	杉澤哲君	教育委員 長	佐藤孝君
教育長	後松順之助君	教育次長兼 教育総務課 長	下田亮君
教育施設課長	梅山正之君	生涯学習課長	小林宏和君
代表監査委員	久米力君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	高橋潔	庶務班長 兼議事班 長	鈴木邦子
主査	小西輝昭		

◎開議の宣告

○議長（高橋 猛君） おはようございます。定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎議案第48号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第1、議案第48号 秋田県町村土地開発公社の解散についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第48号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第48号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号 秋田県町村土地開発公社の解散については原案のとおり決しました。

◎議案第49号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第2、議案第49号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。2番、熊谷良夫君。

○2番（熊谷良夫君） 多分7月からだと思いますけれども、住民基本台帳法が変わって、それに伴った改正だと思いますけれども、台帳法そのものはそれはそれでよしとしますけれども、選挙人名簿もこの基本台帳をもとにして製作しているわけですが、そうするとこれから住民票には国籍の欄というのがあるものなのですか。

○議長（高橋 猛君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木 隆君） ただいまのをお答えいたします。

国籍の欄はございます。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第49号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第49号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更については原案のとおり決しました。

◎議案第50号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第3、議案第50号 美郷町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第50号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第50号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第50号 美郷町過疎地域自立促進計画の一部変更については原案のとおり決しました。

議案第51号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第4、議案第51号 財産の取得についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第51号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第51号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第51号 財産の取得については原案のとおり決しました。

◎議案52号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第5、議案第52号 財産の取得についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第52号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第52号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第52号 財産の取得については原案のとおり決しました。

◎議案53号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第6、議案第53号 財産の取得についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第53号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第53号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第53号 財産の取得については原案のとおり決しました。

◎議案54号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第7、議案第54号 美郷町印鑑条例及び美郷町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第54号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第54号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第54号 美郷町印鑑条例及び美郷町手数料条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案55号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第8、議案第55号 美郷町税条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。5番、森元淑雄君。

○5番(森元淑雄君) この条例の改正については前に政策等意見交換会で伺ったわけですが、再度お伺いいたします。

この提案理由に地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保とありますが、それは目的税的なもののように思われますが、徴収の際、区分して徴収するものなのかどうか。あわせて、この500円とした単価の根拠は何によるものなのか。また、10年間にも及ぶような防災のための施策とは具体的にどのようなものを考えておられるのか。たしか、今回の補正でも備蓄品、食料品等を伺っておりますが、それ以外に災害に対してどのようなものを考えておられるのかお伺いいたします。

○議長(高橋 猛君) 税務課長。

○税務課長(小原隆昇君) ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

初めの1点目のご質問でございますが、区分するののかということでございますけれども、一般財源として、また住民税の均等割としていただきますので区分はしないということでございます。

次に、2点目の500円の根拠でございますが、これは法律どおり500円としたものでございます。

○議長(高橋 猛君) 総務課長。

○総務課長(小原正彦君) 10年間の防災の経費ということでございますが、防災無線等々はそれぞれ防災のための施設には維持管理費等々もかかってまいりますので、それらにも充当していき

たいというふうに考えてございます。（「わかりました」の声あり）

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

初めに、反対討論の発言を許可します。9番、泉 美和子君登壇願います。

（9番 泉 美和子君登壇）

○9番（泉 美和子君） 議案第55号に反対の立場から討論いたします。

今回の改正によって個人住民税の均等割が引き上げられ、納税者1人1,000円の増額となるものです。依然として厳しい経済状況のもとでの住民負担増には賛成できません。そもそも復興財源を庶民増税に求めることには賛成できません。大企業や富裕層の減税の中止や、大企業の内部留保を復興事業に活用するなど、財源の見直しを図るべきと考えますので、この議案には反対をいたします。

○議長（高橋 猛君） ほかに討論ありませんか。

次に、議案に賛成者の発言を許可します。7番、吉野 久君登壇願います。

（7番 吉野 久君登壇）

○7番（吉野 久君） 私は、この議案第55号に賛成の立場から討論いたします。

東日本大震災からの早期復興は現在日本の最重要課題と認識しています。復興のためには、今後とも国と地方が連携して幾多の困難に立ち向かっていかなければなりません。また、地方自治体がいつ起こるかかわからない災害に備えることは当然の務めだと考えています。この税条例改正は、国の法律改正に伴い条例を整備して防災施策の財源を確保するものです。また、低所得者に配慮し、均等割が賦課される一定以上の所得者から浅く広く負担していただく内容であり、可決すべきものと考えます。

以上、議員各位の賛同をお願いし、討論といたします。

○議長（高橋 猛君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで討論を終わります。

議案第55号について、これより採決いたします。異議がありますので起立によって採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 15名)

○議長(高橋 猛君) 起立多数です。よって、議案第55号 美郷町税条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案56号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第9、議案第56号 美郷町簡易水道設置条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第56号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第56号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第56号 美郷町簡易水道設置条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案57号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第10、議案第57号 美郷町簡易水道給水条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第57号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第57号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号 美郷町簡易水道給水条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第58号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第11、議案第58号 平成24年度美郷町一般会計補正予算第4号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。13番、深澤 均君。

○13番（深澤 均君） 49ページですけれども、7款1項4目15節湯とびあ雁の里温泉厨房冷房設備設置工事とありますけれども、この厨房については、私、これまでは業者さんが使っていて、ことし4月1日から振興温泉に移ったものかなと、そういうふうに認識しておりますけれども、どのような事情で冷房を設置するものなのか伺います。

○議長（高橋 猛君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（高橋一久君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、春まで民間業者がお使いいただいておりますけれども、その節は飲食、主にうどん、そばの提供等々でございました。現在、温泉振興ではオードブルとお刺身を含めたメニューに拡大するというので、保健所との協議を得ているところでございます。その節に、衛生上の観点から冷房装置等の設置が望ましいということが出されておりましたので設置するものでございます。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。4番、武藤 威君。

○4番（武藤 威君） 4番、武藤です。52ページの10款3項1目の中の15節工事請負費、通学路の看板ということで、きちっとよく聞き取れませんでしたけれど、2キロにわたって15基ですか、看板をやるようなことのようにすけれども、この中身をちょっと聞きたいと。

また、もう一つ議長にお願いですけれども、よく関連してということでおしかりを受けますけれども、何としても聞いておかなければいけないのでお許しを願いながら聞きたいと思っております。

れども。と申しますのは、美郷中学校になりまして、各自自転車、歩いてと通学しておるわけ
でございますけれども、やはり果たして大丈夫かなど。確実なものになっているのかなと思われる
のが、危険箇所あるいは歩道、信号等々考えられますけれども、その辺町では学校統合に向けて
何年前から道路整備、その他通行路順、その辺も考えながら進めてきておりますけれども、まだ
私から見れば完全ではないのではないかなと思われるところもあるようでございますので、この
ことは国、たしか聞くところによりますと、国からの通達とかが来ておるのではないでしょ
うか。その辺、どのような把握をして、何年後には完全なものにすると。完全なものにはならな
いかもしれないけれども、普通に通学できるようなことを目指しているとかいろいろ考えておる
と思いますので、何とか一つ、そういう心配の方々にも聞かれますので、この際議長にお願いし
ながら答弁していただきたいものだなと思われることからお願いしたいということです。

○議長（高橋 猛君） 教育施設課長。

○教育施設課長（梅山正之君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

予算説明のとき、15基というお話をしたところでございますけれども、中学校中心にアクセス
されます4路線、15カ所、これはドライバーの目につきやすい場所、行き来の部分ですけれど
も、1路線2カ所と、あと残りは部分的にスポット的に設置という場所を決めてございます。数
は15基ではちょっと少ないかもしれませぬけれども、まず先駆的に15基を設置して効果を検証し
てみたいということで計上させていただいております。

それから後のご質問でございますけれども、通学路、やはり安心安全な通学を目指すためにい
ろいろ私どもも対策を練ってございます。新しい美郷中学校の先生方のスタッフもそろいまし
て、今回の開校に伴いまして、入学当初より通学路を先生方にも点検をしていただいております。
その中で横断歩道の設置、もしくはここに信号機が欲しいというご要望も伺っておりまし
て、それなりに今後関係機関にお願いをしていく所存でございます。

また、通学路の幅員の狭所な場所、もしくは交差点の局部的な改良の必要な場所につきまし
ては、こちらも道路管理者と、もしくは公安委員会等へお願いをしていくというふうに考えてござ
います。何年度まで完璧なものにできるかというのはちょっとここではお答えできませんけれど
も、できるだけ早い機会にそういう通学に支障となる部分を排除できれば、快適に通学できれ
ば、いい状況をつくっていきたいということで、これから最大限努めさせていただきますので、
どうかご理解のほどをよろしくお願いしたいと思います。（「国からの通達とかがありますか」の
声あり）文書で定期的に通学路の安全確保という通達は折々に文科省、もしくは県の方から通達は

届いてございますので、その都度点検をしているところでございます。

○議長（高橋 猛君） 武藤 威君。

○4番（武藤 威君） わかりました。わかりましたけれども、こういう大事な時間をかりて申しわけないですけども、ただ、まだ不備とでもいいますか、無理して上り坂、無理して遠回りして通学しているというような、最初は慣れないからかもしれませんけれども、そういう声が結構あちこちから届いておりますので、時期、いつまでなどとはできないことは今の答弁のとおりだと思いますので、何とか一つ、なるだけそういうところを町民の意見を聞きながらお願いしたいということを申し述べておきたいと思います。以上です。

○議長（高橋 猛君） 9番、泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 今回の通学路のことでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

実は全国的にといいますか、事故が登校時、下校時、小学生の交通事故が起きましたよね。歩道とか、十分整備されていない狭いところという登校の。そういう問題があちこちにあると思うんですけども、とりわけ町部、中に入っていくとほとんど歩道がない中を通学するというのが多いと思いますが、そういう今後の、それこそ国の方でそういう問題を調査するというようなことを市町村の方に通達したような報道もありましたので、そういう状況、美郷町での登下校時の安全対策として、主に小学校が集団登校・下校していますので、そういう点でどうなのかということで、現状と対策とかどのように検討されたのか、そういうところを伺います。

○議長（高橋 猛君） 教育長。

○教育長（後松順之助君） それでは、私からわかる範囲でお答えさせていただきますが、例えば通達に関しましては、4月中旬でありましたが、全国的な登下校に関する悲惨な事故がありました。そういう大事故に関しましては必ず通学路の安全点検であるとか、交通事故の絶滅を期するための注意の勧告ということ各学校教育機関にのしなさいというようなことはたびごとあります。そのたびに私たちもまたそれを正直にお伝えしているところであります。

次に、歩道の確保等々に関することではありますが、私たち教育委員会としましてもやっていることは、例えば公的な会議、会合等で要望をさせていただいております。一つの例を挙げますと、地域振興局との懇談の中では、他関係課と連携しまして地図を示しながら、このところは危険だからぜひ歩道が必要であるというようなことを申し述べておりますし、県議会との懇談の席でも同じようなことを、毎年であります、本当に毎年であります、それを要望させていただいております。しかし、ご存じのように、県道であったり、国道であったりという場合には、

どうも私どもの願いしか発せられないわけでありまして、加えて県の、あるいは国の財政的なこともございましてなかなか要望が通らないというのが実情であります。しかし、PTA等との連携を深めながら何とか事故防止には最大限努めてまいりますし、私どもの町でできる範囲では、やはり土地の所有者等の理解を得ながら今後とも粘り強く安全確保に努めてまいりたいと思っております。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。（「別の質問」の声あり）泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 同じく学校のことなんですけれども、52ページの15節の工事請負費の六郷小学校通級教室というのを、ちょっと耳なれない言葉で中身を詳しく教えていただきたいと思っております。

○議長（高橋 猛君） 教育次長兼教育総務課長。

○教育次長兼教育総務課長（下田 亮君） ただいまのご質問にお答えします。

今年度より六郷小学校に通級指導教室が設置となりました。この通級指導教室は、六郷小学校の子どもさんだけではなく、近隣の小学校の通常学級に在籍する比較的軽度の障がいのある子どもさんを対象としております。その中のいろいろな困難をそういった通級指導教室に通うことで改善、克服するためのそういった特別な指導をする場所ということでもあります。

六郷小学校は、その中で主に学習障がいの児童、例えば数の理解に困難を来しているとか、あるいは言葉、漢字の理解が極端に劣るとか、そういった子どもさん、あるいは授業中落ちついて受けることができない子どもさんであるとか、そういったいつも極端に課題を抱えている子どもさんについて特別な指導を行っていくと、そういうような場ということでもあります。

○議長（高橋 猛君） 泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） どのぐらいの方々がいらっしゃるのでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 教育次長兼教育総務課長。

○教育次長兼教育総務課長（下田 亮君） ただいまのご質問にお答えします。

現在7名ほどの子どもさんがこういった通級指導教室の方に通われておりますが、そのうち言葉、話すことについての指導については六郷小学校ではちょっと対象になりませんので、ほかの花館小、それから朝倉小学校の方に行っております。現在、六郷小学校の方には自校の子どもさん、まず4名、このほか、今、近隣の小学校子どもさんたちの状況についてもいろいろ調査しながら受け入れの方を考えているところであります。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。14番、戸澤 勉君。

○14番（戸澤 勉君） 51ページ。災害対策費の中の負担金補助及び交付金で自主防災組織助成金とあります。200万円ですけれども、これは説明のときに上罫田地区というようなことでした。そこで、この上罫田を選んだ選定の経過とといいますか、基準等とかありましたら、その決め方をお願いいたします。それは昨年も塚地区だっと思いますが、そこでこういう助成金が活用されたように記憶しておりますけれども、お願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木 隆君） ただいまのご質問にお答えいたします。

この自主防災組織助成金につきましては、毎年3月に県の方から要望の取りまとめがございます。この要望の取りまとめということで、町内の自主防災組織、また組織化されていないところは行政区の代表の方に希望等があるかということで通知を出しております。昨年もでしたけれども、ことしも2行政区、あるいは自主防災組織から要望がありました。ことしは上罫田行政区、それからもう一つの行政区から2行政区が要望がありまして、この事業の事業費は30万円以上200万円未満ということで、上罫田行政区におきましては一人暮らしや要援護者宅の除雪のための除雪機械、それから説明でも申し上げましたけれども、上罫田地区につきましては地下水をくみ上げて使っているということで停電時の発電機2基、それから充電器、投光器などのそれらを使った活動が認められまして採択になったということで、もう一つの行政区につきましては、主に訓練用機器の購入でありましたけれども、そちらのほうは採択にならなかったということでございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

1番、中村 美智男君。

○1番（中村美智男君） 51ページの9款1項3目15節の工事請負費について伺いたいと思いますけれども、この消火栓移設工事、説明の中では宅地内にあつて非常に窮屈だからそれをするというような話だったと思いますけれども、これは設置する場合に許可なく設置したから移設するのか、その内容的にちょっと説明をお願いします。

○議長（高橋 猛君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木 隆君） ただいまのご質問にお答えいたします。

消火栓につきましては、基本的には同意とかいろいろ了解を得て設置しているところでありますし、現在は官地、あるいは町の所有地を中心に設置していることでございます。ただ、今回補正をお願いいたしましたこの箇所につきましては、どういう形で設置したかはその経緯が正直わ

かりませんでした。結果的ではありますけれども、これが私有地に50センチほど入り込んでいるということもありまして、その住宅宅地が非常に狭いということもありまして支障を来しているということで移転費用の補正をお願いしたという経緯でございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 5番、森元淑雄君。

○5番（森元淑雄君） 50ページ、4項2目15節の工事請負費の中のカントリーパーク野球場ダッグアウト解体工事ではありますが、これは解体だけでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 建設課長。

○建設課長（照井智則君） ただいまのご質問にお答えいたします。

建物そのものは一部金属の鉄骨でできておりまして、それから基礎部分がコンクリートです。これらを撤去する予定でございます。

○議長（高橋 猛君） 森元淑雄君。

○5番（森元淑雄君） 撤去して、もう一回ダッグアウトをつくるんですか、つくらないんですか。

○議長（高橋 猛君） 建設課長。

○建設課長（照井智則君） お答えいたします。

現在の野球場の使用状況、これらを考えあわせまして、新しくダッグアウトの設置は考えてございません。

○議長（高橋 猛君） 森元淑雄君。

○5番（森元淑雄君） 私も全く同じ考えでございますけれども、このカントリーパークの野球場は高台にありまして風の影響が非常にある球場だと伺っております。ほとんど使われないのが実態であると思われまして。それで、今回ダッグアウトだけではなく、プレートやらフェンスやらを全部撤去したらどうかということでございますがどうでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 建設課長。

○建設課長（照井智則君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、カントリーパークの野球場ですけれども、全く利用がないわけではなくて、特に8月には10回ほど、それから月々に土曜、日曜にはそれぞれ使われているのが現状です。ただ、そうした中で公園の全体のあり方、それらをこの後検証しながら、議員のご提案の趣旨の部分についてさらに検討を重ねてまいりたいと思います。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。9番、泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 48ページ、商工振興費の空き店舗対策事業費補助金ですけれども、どのような事業をする方が利用なさるのかということと、全体、今の利用状況といいますか、空き店舗の活用状況をお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（高橋一久君） ただいまのご質問、ちょっと確認させていただいても結構ですか。今、1店舗事業計画書が出されている業者がどういう業者かということでしょうか。（「はい」の声あり）はい。ただいま事業計画書が出されている業者は医薬品小売業ということで事業計画が出されております。

現在の空き店舗の活用状況ですが、現在補助金が出ているのは3件でございます。以上です。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第58号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第58号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号 平成24年度美郷町一般会計補正予算第4号は原案のとおり決しました。

◎議案第59号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第12、議案第59号 平成24年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。4番、武藤 威君。

○4番（武藤 威君） 4番、武藤です。

65ページからですけれども、ほとんど減額減額という形ですけれども、これは税率をまず据え

置いたということはある程度喜んでいいのかどうか。国で間違ったとか、予定した医療費が余計かからなかったというのが理由だそうでございますけれども、そこで聞きたいのは、医療費の動向は1年間を通して何と見て、この予算を立てておるのかと、そのあたりをちょっと聞いてみたいなと思っております。確かに、税率はこのままだということでもいいかもしれませんが、世の中は大変厳しい状況が続いておる中でございますので、大変生活も厳しいという中で国保税が上がるということは、泉議員も言いますけれども、やはり住民を守る千畑、美郷の議員、また役職員一同になって考えていかなければいけないということですので、その辺ももう一回聞いておきたいなと思っております。

それからついでですけれども、基金は今大体何ぼくらいありますか。そこだけ。

○議長（高橋 猛君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（前田忠秋君） ご質問にお答え申し上げます。

まず医療費の動向ということでございます。本町の場合、議員もご承知のとおり、本町に限らず、すべての国保の被保険者の中には一般の被保険者と退職の被保険者で構成されているわけでございますが、それぞれ動向は違うございます。一つは、一般被保険者の場合は、本町の場合ですと大体月々1億円後半から1億1,000万円というのが通例の給付状況でございます。ただ、23年度の状況を見ますと少し形態が違っている月がございました。特に、本町の場合は主たる産業が農業ということもありして、実は月の中で医療給付費が最も伸びるのは大きく年の中で二つございます。一つは6月、いわゆる田植えが終わった後の時期、それと秋口であります。10月ないし11月、いわゆる稲刈りが終わった後というのが実は急激に伸びる傾向がございます。これは過去数年にわたっても同じ傾向にあります。一般被保険者について、どのような形態で医療を受けておられるかというのも実は分析をしておりますが、特に入院、通院で特段の差は見られておりませんでした。それは、件数についてはほぼ微増の状況、そして1件当たりの医療費を見た場合は前年度比をわずかに上回っている状況、それらが積み重なった結果として年々ふえてしまっているという状況であります。特に23年度は6月、我々がいつも想定しております1億1,000万円前後という予測を超えておりました1億3,000万円近い支出が出ておりました。そういう意味では、これからも高齢化が進むということであれば慢性疾患などの状況によって通院がふえ、そしてどうしても医療費がかかってしまう現状は避けられないのではないかと。また、年代別に見ましても極端に働き盛りの世代が医療費が少ないかという、継続して長く使っているか否かという点においては違いますけれども、単発的な医療費の使用としてはけがなどで一定の医療費がか

かっているということで、美郷町全体としては相対的にかかっている状況であります。

二つ目でございます。厳しい状況の中で税が上がるのはいかなものかということでありますけれども、議員もご承知のとおり、国保税の説明の際に基準総所得が全体として伸びるということでもありますけれども、一方で給付費も伸びていると、今申し上げたような状況であります。この中で国保の原則でいけば、当然のことながらいただく保険税と、それとその給付費の半分をいわゆる補助金、負担金とで充てるというこの仕組みの中でいくということになれば必要な給付に応じた保険税をちょうどいするということの仕組みについてはやむを得ないものと考えております。ただ、私ども国保財政を運営する立場とすれば、予算編成に当たって出てくる前年度、私どもが予測した医療でも若干下回ってきたことで出てきた繰越財源、そしてことしはちょっと特殊要因がありましたけれども、県の国保連の算定誤りによって返還等を除いた残額が生じたという要素から約2億5,000万円程度財源が出てくるということで据え置くということにしたものでありますので、そこについてはご理解をいただければと思います。

三つ目でございます。三つ目の基金の残高状況ということでございますが、今回の補正を踏まえて24年末の基金残高を見込みといたしましては870万円前後になるというふうに踏んでございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第59号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第59号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号 平成24年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号は原案のとおり決しました。

◎議案第60号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第13、議案第60号 平成24年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算

第1号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第60号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第60号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第60号 平成24年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第1号は原案のとおり決しました。

◎議案第61号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第14、議案第61号 平成24年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第61号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第61号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第61号 平成24年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号は原案のとおり決しました。

◎議案第62号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第15、議案第62号 平成24年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第62号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第62号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号 平成24年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号は原案のとおり決しました。

◎陳情第5号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第16、陳情第5号を議題といたします。

この陳情の審査方を教育民生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長熊谷良夫君登壇願います。

（教育民生常任委員長 熊谷良夫君登壇）

○教育民生常任委員長（熊谷良夫君） ご報告申し上げます。

第2回美郷町議会定例会において、本委員会に審査を付託され継続審査となっておりました陳情第5号 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める陳情について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

去る6月6日午前10時より、委員全員出席のもと教育民生常任委員会を開催し慎重に審査をいたしました。

前回開催した委員会では、社会保障と税の一体改革として現在国会で審議中であるので推移を見守るということで、全会一致で継続審査としたが、現在も国会審議の状況は変わっていない。現在の社会情勢では低所得者世帯、生活保護世帯が増加の傾向にあり、年金受給世代の生活も余

裕のない状況はわかるので願意は理解できる。しかし、この不況のもと、年金納入世代の負担を考えれば、陳情にある特別水準2.5%堅持は陳情を採択して意見書を提出するまでには至らないのではないかとの意見が出されました。

採決したところ、全会一致で趣旨採択すべきものと決しましたのでご報告いたします。

○議長（高橋 猛君） ただいまの委員長報告に対して質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

初めに、反対者の発言を許可します。9番、泉 美和子君登壇願います。

（9番 泉 美和子君登壇）

○9番（泉 美和子君） 趣旨採択ということであれば意見書を上げないということであります。

願意が理解できるというのであれば、ぜひ採択をして意見書を上げていただきたいと思います。

この陳情の趣旨には私は賛成ですので、ぜひ採択すべきと思いますので委員長報告には反対をいたします。

○議長（高橋 猛君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで討論を終わります。

異議がありますので起立によって採決いたします。

初めに、陳情に対する採決を行います。その結果に基づいて委員長報告に対する採決を行います。

それでは、陳情第5号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者 2名）

起立少数です。

次に、陳情第5号を委員長報告のとおり趣旨採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者 15名）

○議長（高橋 猛君） 起立多数であります。よって、陳情第5号については教育民生常任委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

（午前10時53分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午前10時55分）

○議長（高橋 猛君） ただいま配付しました追加議事日程表のとおり、案件が提出されております。これを日程に追加したいと思いますがお異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認め、日程に追加して議題とすることに決定しました。
暫時休憩いたします。

（午前10時56分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午前10時58分）

◎議員派遣について

○議長（高橋 猛君） 追加日程第1、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。議員派遣につきましては、お手元に配付しておりますとおりに派遣することにし
たいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件についてはお手元に配付した
とおりに派遣することに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査及び継続調査について

○議長（高橋 猛君） 追加日程第2、閉会中の継続審査及び継続調査についてを議題といたしま
す。

議会運営委員長及び議会広報特別委員長より、調査中の事件等について会議規則第75条の規定
により、お手元に配付しておりますとおりに閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員長及び議会広報特別委員長からの申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長及び議会広報特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（高橋 猛君） 以上で今定例会に上程されました議案の審議はすべて終了いたしました。会議を閉じます。

これをもちまして平成24年第6回美郷町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時00分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成24年6月8日

美郷町議会議長 高 橋 猛

署 名 議 員 杉 澤 隆 一

署 名 議 員 澁 谷 俊 二